

世田谷区資源危機対策本部設置要綱

令和8年5月28日

8世企第90号

(目的及び設置)

第1条 令和8年3月よりホルムズ海峡が事実上封鎖されていることに伴い、中東からの原油輸送量が急減し、区民生活や区内産業へ影響を及ぼしていること（以下「中東情勢に係る資源危機」という。）を踏まえ、区における影響の調査、共有並びに必要な施策の強化及び拡充を図ることを目的として、世田谷区資源危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 中東情勢に係る資源危機の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 中東情勢に係る資源危機に対する施策の強化及び拡充に関すること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、本部長が必要と認めた事項

(組織等)

第3条 対策本部は、本部長を区長、副本部長は副区長、本部員は教育長及び全部長を構成員とする。

2 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項の規定による職務の地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序が第1順位の副区長である副本部長が行うものとする。

(会議等)

第4条 対策本部は、本部長が必要に応じて随時招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。